

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社SYSKEN
代表者名 代表取締役社長 福元 秀典
(コード：1933 東証第二部、福証)
問合せ先 経営企画部長 宮島 久之
(TEL：096-285-1301)

中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会において、取締役会の決議により中間配当できる旨の定款変更を、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度導入に関する件

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、これに伴う定款変更に関する議案が平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 64 回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の目的

当社はこれまで期末配当のみを実施してまいりましたが、株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものであります。これに伴い現行定款第 41 条（剰余金の配当）の修正ならびに定款第 42 条（中間配当）の規定を新設するものであります。また、現行定款第 42 条（配当金の除斥期間）を 1 条繰り下げるとともに当該規程に第 2 項を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第 41 条 <u>剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最 終の株主名簿に記載または記録され た株主または登録株式質権者に対し 行う。</u> (新設) (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第 41 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>② 前項のほか、基準日を定めて剰余 金の配当をすることができる。</u> <u>(中間配当)</u> 第 42 条 <u>当会社は、取締役会の決議により、毎 年 9 月 30 日を基準日として中間配当 をすることができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 43 条 (現行どおり) <u>② 未払の配当金には、利息をつけな い。</u>
(配当金の除斥期間) 第 42 条 (条文省略) (新設)	

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 23 日

以 上